平成２３年（フ）第１６５７号
東京都八王子市川口町493番地１コーポ西田橋102号
債務者　向江真由美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５９６号
静岡県浜松市中区上島２丁目10番24号　サニーハイツＡ102
債務者　渡邉　明美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３１６号
千葉市美浜区高洲１―17―４―102、住民票上の住所千葉市稲毛区小仲台７丁目３番１号アクアフォレスタ・ルネ稲毛　アクア棟416号
破産者　加藤　信一
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６９号
千葉市美浜区幸町１丁目12番１棟305号
破産者　住吉　茂幸
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９１３号
千葉市若葉区桜木６丁目14番６号　クレインシティ301号
破産者　橋本　節夫
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２７号
千葉県市原市八幡696番地の６
破産者　鈴木　和人
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４号
埼玉県春日部市中央５丁目１番地17市川ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地埼玉県春日部市豊町２丁目11番地24
破産者　有限会社トライフィート
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
千葉市稲毛区天台４丁目１番19号　グラン・コート天台501号
破産者　石田　房子
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６２号
千葉市中央区中央１丁目８番３号
破産者　有限会社萩乃
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６４号
千葉市中央区新宿１丁目12番６号モア・ステージ千葉新宿806号
破産者　平澤利江子
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５２号
千葉県市原市島野1781番地19
破産者　有限会社ケーズロード
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５３号
静岡県沼津市下香貫楊原763番地の10、開始決定時の住所千葉県市原市島野1781番地19
破産者　久保田明枝
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５４号
静岡県沼津市下香貫楊原763番地の10、開始決定時の住所千葉県市原市島野1781番地19
破産者　久保田廣志
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７０５号
千葉県柏市光ケ丘団地５番18―210号
破産者　株式会社ＣＩＫ
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７０６号
千葉県柏市中新宿１丁目８番43号　北小金タウンハウス101号
破産者　小林　和弘
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５９号
奈良県磯城郡田原本町217番地
破産者　有限会社ラッツキャビネット
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３３５７号
札幌市北区北27条西６丁目２番12号
破産者　株式会社いのこ家
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２号
盛岡市永井10地割163番地２
破産者　株式会社ユーケンカンパニー
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１９号
仙台市青葉区赤坂３丁目18番地の10
破産者　有限会社ウェルパフォーミングアーツマネジメント
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
茨城県古河市大山1195番地の３
破産者　有限会社エイデンシ
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部